

長浜市都市公園条例第 10 条に基づき下記の使用料がかかります。

種類	区分	単位	金額	摘要
行商、募金、出店等その他これに類するもの及び興業、展示会集会等の行為で公園を占有するもの	1日	占有面積 1平方メートル	20円	
業として写真を撮影する場合	1日	写真機 1台	100円	
業として映画を撮影する場合	1日	1箇所	3,000円	

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

※占有面積とはキッチンカー、テント等の設置面積ではなくイベント会場全体の使用面積を指します。

使用料がわからない場合は大まかな使用範囲をご提示くだされば概算の使用料を算定してお知らせしますので、事前に相談してください。